

審査基準及び標準処理期間の設定

番号	根拠法令等の名称	根拠法令等の条項	許認可等の種類	処分権者 (担当課)
2	青森市横内川水道水源保護条例	第7条第1項	制限行為の許可	青森市公営企業 管理者企業局長 (総務課)
審査基準				
<p>条例が定める「水源保護区域」内で、次に掲げる行為(=制限行為)をしようとする場合、それぞれの許可基準(条例施行規程第5条)を満たすことが必要です。許可基準の適合は、許可申請の前にあらかじめ行う、事前協議(様式第3号に必要書面を添付して提出)によって精査しますので、許可申請(様式第1号に必要書面を添付して提出)の際は、事前協議内容と同一の申請であることの確認となります。事前協議の標準処理期間は2週間です。もし、事前協議内容と異なる申請がなされた場合、変更内容によっては、再度事前協議を行っていただく場合もあります。(※各様式は条例施行規程「様式」を御覧下さい。)</p>				
<p>1. 汚水等の発生原因となる建築物その他の工作物の設置(改造、改築及び増築を含む。)</p> <p>【1の許可基準】</p> <p>① 建築物その他の工作物を設置等するために必要な他の関係法令による許可、認可、確認等を取得していること又は確実に取得できる見込みがあること。</p> <p>② 雲谷地区簡易水道水源保護区域において、建築物等から発生し排出される汚水等が排出基準を超えないこと。(横内浄水場水源保護区域では、汚水等の排出や地下浸透は許可されません。) ※この汚水等に関する許可基準は、汚水等が発生する全ての制限行為に適用されます。</p>				
<p>2. 宅地造成、土地の開墾、木竹の伐採、土石の採取その他土地の形質の変更</p> <p>【2の許可基準】</p> <p>① 土地の形質を変更するために必要な他の関係法令による許可、認可、確認等を取得していること又は確実に取得できる見込みがあること。</p> <p>② この行為により発生する泥水により水道水源を汚染するおそれのないこと。</p>				
<p>3. さく井など(※雲谷地区簡易水道水源保護区域の第1水源及び第2水源の各取水地点から半径500メートル以内の範囲で取水目的で行う場合)</p> <p>【3の許可基準】</p> <p>① この取水が、水道水その他の水を使用することが困難であることを理由とするものであること。</p> <p>② さく井本数が、一住宅又は一事業体につき1本であること。</p> <p>③ 掘削深度が50メートル以浅又は250メートル以深のものであり、250メートル以深のものである場合は、深度50メートルから250メートルの間にストレーナーを設置しないこと。</p>				
<p>4. その他水道水源に汚染等の影響を及ぼすおそれのある行為として管理者が定めるもの(基礎杭打ち込みや地下工作物築造及び屋外で開催するイベントで、水道水源に汚染等の影響を及ぼすおそれのあるもの)</p> <p>【4の許可基準】</p> <p>① この行為をするために必要な他の関係法令による許可、認可、確認等を取得していること又は確実に取得できる見込みがあること。</p> <p>② この行為により発生する汚水等及び泥水により水道水源を汚染するおそれのないこと。</p>				
<p>標準処理期間 7日(※許可申請するには、事前協議が完了していることが必要です。)</p>				
経由機関での期間	処理機関での期間	うち協議機関での期間	計	
日	7日	1日	7日	